

金文通解

楚公逆鐘

佐藤信弥

キーワード 西周金文 編鐘 楚 晉 晉侯墓地 人首 祭祀 銅  
女性稱謂 異地出土器

收藏 山西博物院

著録

① 山西省考古研究所・北京大學考古系「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地

第四次發掘」(『文物』一九九四年第八期)

② 黃錫全・于炳文「山西晉侯墓地所出楚公逆鐘銘文初釋」(『考古』

一九九五年第二期。後に黃錫全『古文字論叢』、藝文印書館、

一九九九年に收録)

③ 中國青銅器全集編輯委員會編『中國青銅器全集』第六卷(文物出版

社、一九九七年)、一一一

④ 上海博物館編『晉國奇珍—山西晉侯墓群出土文物精品』(上海人民

美術出版社、二〇〇二年)

⑤ 湖北省博物館編『晉國寶藏—山西出土晉國文物特典』(文物出版社、

二〇一二年)

⑥ 高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第二集(研文出版、二〇一三年)

近出 97

二編 2

器名 楚公逆鐘

時代 西周晚期

出土

一九九三年九月から一九九四年にかけて行われた山西省北趙晉侯墓地第四次發掘により、第六四號墓から出土した。北趙晉侯墓地の概要については、『漢字學研究』第四號掲載の拙稿「金文通解 晉侯蘇鐘」を参照。六四號墓の年代については、夏商周斷代工程專家組『夏商周斷代工程 1996—2000 年階段成果報告』(世界圖書出版公司、二〇〇〇年)、一八頁に、三種のサンプルによるAMS炭素一四年代測定による數値が掲載されており、それぞれ前八〇四〜前七八九年(六四號墓人骨)、前八〇〇〜前七八五年(八七號墓(六四號墓の祭牲))、前八〇〇〜七八四年(六四號墓木炭)となる。

新收 891 ~ 898

模釋總集 第七冊一八五八頁・二二一六 ~ 二二一七頁及び第八冊二二四四頁

銘圖 15500 ~ 15501 • 15110

### 考釋

- ⑦李學勤「試論楚公逆編鐘」(『文物』一九九五年第二期)
- ⑧劉彬徽「楚金文和竹簡的新發現與研究」(『于省吾教授百年誕辰紀念文集』, 吉林大學出版社, 一九九六年)
- ⑨吉本道雅「楚公冢鐘の周邊」(『泉屋博古館紀要』第一三卷, 一九九七年)
- ⑩楊寬「關於楚公逆編鐘」(『西周史』第五編第一章補記, 上海人民出版社, 一九九九年)
- ⑪陳雙新「青銅樂器自名研究」(『華夏考古』二〇〇一年第三期)
- ⑫王健「從楚公逆鐘銘文論到西周的方伯制度」(『中國歷史地理論叢』二〇〇二年第二期)
- ⑬柯鶴立 (Constance A. Cook) 「試論晉侯邦父墓中的楚公逆編鐘」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』, 上海書畫出版社, 二〇〇二年)
- ⑭高至喜「晉侯墓地出土楚公逆編鐘的幾個問題」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』, 上海書畫出版社, 二〇〇二年)
- ⑮劉緒「晉侯邦父墓與楚公逆鐘」(高崇文等主編『長江流域青銅文化

研究』, 科學出版社, 二〇〇二年)

⑯彭裕商『西周青銅器年代綜合研究』(巴蜀書社, 二〇〇三年)

⑰段渝「楚公逆編鐘與周宣王伐楚」(『社會科學研究』二〇〇四年第二期)

⑱白川靜「金文通釋附記」, 卷四・二二七 (『金文通釋』卷七, 『白川靜著作集別卷』, 平凡社, 二〇〇五年)

⑲李朝遠「楚公逆鐘的成編方式及其他」(『青銅器學步集』, 文物出版社, 二〇〇七年)

⑳陳劍「晉侯墓銅器小識」(『中國歷史文物』二〇〇六年第六期。後に『甲骨金文考釋論集』, 線裝書局, 二〇〇七年に收録)

㉑董珊「晉侯墓出土楚公逆鐘銘文新探」(『中國歷史文物』二〇〇六年第六期)

㉒鄒芙蓉「楚系銘文綜合研究」(巴蜀書社, 二〇〇七年)

㉓胡長春「新出殷周青銅器銘文整理與研究」(綫裝書局, 二〇〇八年) 上篇, 21

㉔黃錦前「楚公逆鐘銘文補說」(『中國歷史文物』二〇〇九年第六期)

㉕高西省「楚公編鐘及有關問題」(『文物』二〇一五年第一期)

### 著錄等略稱

集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』(中華書局, 二〇〇七年修訂增補本)

近出 劉雨・盧岩編『近出殷周金文集錄』(中華書局, 二〇〇二年)

新收 鍾柏生等編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(藝文印書館, 二〇〇六年)

二編 劉雨・盧岩編『近出殷周金文集録二編』（中華書局、二〇〇九年）  
模釋總集 張桂光主編『商周金文模釋總集』（中華書局、二〇一〇年）  
銘圖 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社、二〇一二年）

合集 郭沫若主編、中國社會科學院歷史研究所編『甲骨文合集』（中華書局、一九七七～一九八二年）

## 器制

全八件の編鐘で、いずれも甬鐘。④『晉國奇珍』・⑩李朝遠・⑮高西省は、銘文の内容と器の紋様によりこれらを二類三形式に分けている。

第一類の銘文は楚公逆のことを記し、前半の六件（M64:92～97）がこれに屬する。紋様の違いにより、更に二形式に分けられる。第一形式（M64:92及び94）は、鉦・篆の間をそれぞれ二重の陰線で區切り、篆部に墨魚紋（蟬紋）、正鼓部に龍・虎・鳥紋、右鼓部に穿山甲紋を配する。第二形式（M93・95～97）も基本的な形制・紋様は共通するが、こちらは鉦・篆の間に更に乳釘紋がある。⑮高西省は、これら六件を楚地で鑄造されたものとする。また編鐘の本来の順序は、各鐘の測音結果を根據として、M64:92・93・94～99ではなく、M64:92・94・93・95～99であるとす。⑤『晉國寶藏』掲載の寫眞ではこの順番で各鐘を並べている。また①簡報によると、M64:93には調律のための窪みが存在することであるが、すべての鐘に窪みが存在するかどうかは言及していない。

第二類の銘文は晉毅による作器のことを記し、第一類とはまったく

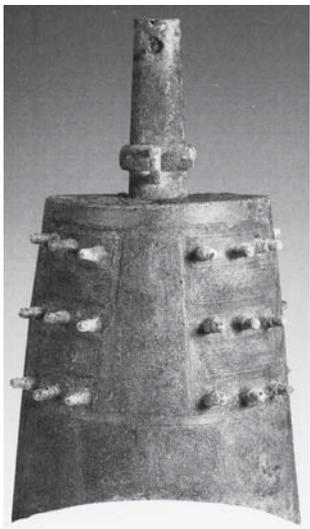
關係のない内容である。後半の二件（M64:98・99）がこれに屬する。鉦・篆の間をそれぞれ太い單線の陰線で區切り、篆部と正鼓部に雲紋、右鼓部に鳥紋を配する。特に⑮高西省は、この二件は典型的な關中地區の甬鐘であり、第一類に屬する六件とは明確な差異があるとする。

このような紋飾・銘文の違いから、⑩李朝遠・⑮高西省は、楚公逆鐘は元來乳釘紋のないものとあるものがそれぞれ一セットずつ造られていたのが、戰爭による獲取あるいは平和的な贈與によってそのうちの六件が晉侯の手に歸し、六四號墓に副葬される際に、一セット（八件）の數に合わせるために、音律の合う別の編鐘から二件が選ばれたのであろうと推測している。本器のように形制・紋様の異なる鐘を組み合わせてワンセットの編鐘とするのは、西周期によく見られる現象である。これについては前號掲載の「晉侯蘇鐘」で高西省の研究を引き、言及した。晉侯蘇鐘（近出35～50）もやはり三種の異なる鐘から成る編鐘である。

鐘の大きさについては、⑤『晉國寶藏』を例外として、①簡報・④『晉國奇珍』など、M64:93の尺寸しか記載しない。④『晉國奇珍』によると、通高51cm、舞（鐘本體の頂部）の縱幅17.8cm、舞の橫幅23.7cm、鼓間（底部縱幅）19.6cm、銑間（底部橫幅）28.8cmである。ただし、これは次の「銘文」欄で述べる事情により、M64:93ではなくM64:92のデータである可能性が存在する。⑤『晉國寶藏』は、最大のもの（おそらくM64:92）の通高が51cm、銑間28.8cm、最小のもの（おそらくM64:99）の通高22cm、銑間12cmとする。

楚公逆鐘

M64:92 器影 (4) 『晉國奇珍』



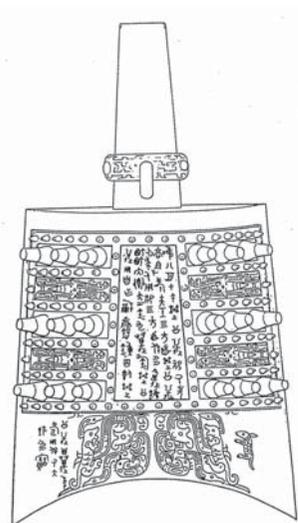
M64:93 器影 (4) 『晉國奇珍』



M64:98 器影 (4) 『晉國奇珍』



M64:93 線圖 (2) 黃錫全・于炳文



銘文

楚公逆の作器による M64:92～97 については、銘文は各鐘とも同内容とされている。字数は、①簡報は M64:93 を全六八文字とするが、  
⑧李朝遠は、①簡報掲載の圖六の鈕部銘文寫真と、同書掲載釋文に異

同があることなどを根據に（たとえば冒頭の「楚公逆祀𠄎（厥）先高  
曼（祖）考」の「𠄎（厥）」字が銘文寫眞では存在しない）、同書釋文  
は M64:93 ではなく M64:92 のものをもとに作成したとする。

このように本銘の圖版に關しては各著録に錯誤があるようで、<sup>⑱</sup>李  
朝遠によれば、<sup>①</sup>簡報及び<sup>②</sup>黄錫全・于炳文掲載の M64:93 の線圖は、  
鐘の形制は M64:93 であるが、銘文の部分は M64:92 のものを模寫し  
ていること、<sup>③</sup>黄錫全・于炳文掲載の銘文拓本及び銘文の模本も、  
M64:92 のものであること、<sup>④</sup>『晉國奇珍』に M64:93 のものとして  
紹介されている鐘本體の寫眞と拓本も、M64:92 の誤りであると指摘  
している（よって「器制」欄に紹介した鐘の通高等は M64:92 のもの  
である可能性が生じてくる）。

<sup>⑤</sup>『晉國寶藏』は、李朝遠の言う M64:93 銘文寫眞のほか、M64:92  
（鉦部・鼓部兩方）・M64:93（鉦部のみ）・M64:94（鼓部のみ）・  
M64:95（鉦部のみ）・M64:97（鼓部のみ）の各種の拓本を掲載する。

<sup>⑬</sup>劉緒は銘文部分が最もはっきりした M64:96 を主とし、その他の  
各鐘を参照して釋讀を行ったと言うが、同書に掲載する銘文拓本は、  
<sup>④</sup>『晉國奇珍』に掲載のものと同じ（すなわち M64:92 のもの）である。  
<sup>⑱</sup>李朝遠以後に刊行された銘圖は、銘文拓本の出處について M64:93  
のままとする一方で、<sup>①</sup>簡報掲載の圖六より轉載した鉦部銘文寫眞に  
ついては M64:95 のものとするが、その根據は記さない。本稿で取り  
上げる本銘の銘文は、<sup>⑱</sup>李朝遠の言う M64:92 のものに沿って釋讀を  
進めていく。

模本については、<sup>①</sup>簡報及び<sup>②</sup>黄錫全・于炳文掲載のもののほか、

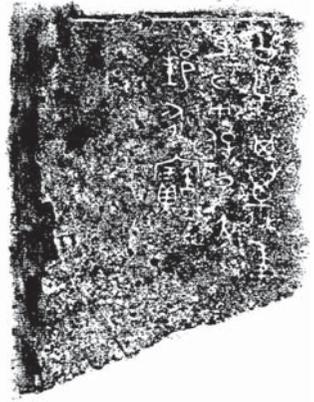
模釋總集では M64:92 に加えて<sup>①</sup>簡報掲載の銘文寫眞の方の模本も掲  
載している。しかし寫眞から問題なく目視される文字が缺字となって  
いたり、その精度には問題がある。

晉毅の作器による M64:98・99、すなわち晉毅鐘については、本来  
楚公逆鐘とは別に取り扱うべきなのであるが、字數が少ないこともあり、  
本稿では一括して取り上げることにする。やはり二件とも同じ銘  
文を記しているとされ、字數は七文字である。<sup>⑤</sup>『晉國寶藏』のみそ  
の拓本（M64:98 のもの）を掲載する。新収には鉦部の模本を掲載す  
るが、後文で述べるように、冒頭の一字を誤って模寫している。

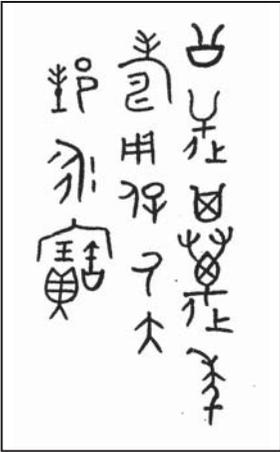
**楚公逆鐘**（M64:92～97） 總字數六八字

M64:92 銘文拓本（<sup>⑱</sup>李朝遠）





M64:92 銘文模本 ②黃錫全・于炳文



M64:93 銘文寫真 ①簡報



(鉦部)

唯八月甲午、楚公逆祀卒(厥)先

高旻(祖)考、夫(大)工(貢)四方首。楚公逆

出求人、用祀四方首、休多逾(禽)。鎮(欽)

融(融)内(納)鄉(饗)赤金九邁(萬)鈞。楚公

逆用自作(作)餼(和)夔(齊)錫鐘百飮(肆)。楚

(左鼓部)

公逆其邁(萬)年

壽用、保昏(厥)大

邦、永寶。

百數鐘 (M64:98 ~ 99) 總字數八字



MG4:98 ~ 99 鉦部模本 (新收 897 ~ 898)



(鉦部) 晉穀其子

(左鼓部) 孫永寶用。

唯八月甲午、

②黄錫全・于炳文は、傳世の楚公逆罇(この銘については後文「参考」欄を参照)に「唯八月甲申」とあるのを挙げ、この甲申(干支番號21)が本銘の甲午(同31)より十日早いと指摘し、兩器がおそらく同年の同月内に鑄造されたとする。また、後文で觸れるように、本器の作者楚公逆が熊罈であるという前提のもとで、周正によれば熊罈七年(前七九三年)の八月に甲午と甲申の兩方があるとする。

⑤劉緒は、西周晩期の楚も戰國期と同様に楚曆(顓頊曆)を用いていたとすれば、八月に甲申・甲午がともに見えるのは、熊罈の二年(前七九八年)・五年(前七九五年)・六年(前七九四年)であるとす。⑦段渝は、楚曆は夏正の系統に屬するが、夏正であろうと周正であろうと、本器の鑄造は前七九九年・前七九七年・前七九三年のうちいずれかであり、熊罈には八月の甲日に作器する風習があったとする。本銘は「王の某年」といった形で特定の紀年を擧げておらず、強いて制作年を穿鑿する必要はあるまい。

楚公逆祀罈(厥)先高曼(祖)考、

前述のように、①簡報掲載の銘文寫眞では「罈(厥)」字が存在しない。

②黄錫全・于炳文が言及するように、楚公逆は『史記』楚世家に見える熊罈(熊鄂)に當たるとする孫詒讓『古籀拾遺』(卷中・第七〜九葉)の説が通説となっている(楚王の世系については本稿末尾の附圖を参照)。強いて傳世文獻に見える人物に比定する必要があるのかという疑問はあるが、本稿でも一應熊罈に相當する人物と見ておくことにする。ただし熊罈の名は、他の出土文獻、戰國中晩期の清華簡「楚居」では、「逆」ではなく「舍噩」と表記されている(左圖参照。圖版は李學勤主編、沈建華・賈連翔編『清華大學藏戰國竹簡壹』參「文字編」(中西書局、二〇一四年)「噩」字項より)。



⑨吉本道雅は、「楚公逆」、あるいは楚公蒙鐘(集成56)。

33～45)に見える「楚公蒙」という自稱は、熊罥及び楚公蒙に比定される若敖熊儀が、本来中原風の「某公」のような諡號を有していたことを示すと指摘する。

②黄錫全・于炳文は、「祀」は祭祀、「先」は祖先の意であり、「高祖考」は高祖父すなわち熊罥の祖父の祖父に當たる熊渠を指すとする。

⑬柯鶴立は、「先高祖考」を楚開國の君主かつ楚公逆の父親で、おそらく熊渠を指すとし、楚公逆は『史記』楚世家において鄂王に立てられた熊渠の中子の熊摯紅すなわち熊鄂とする。

しかし「先高祖考」とは楚公逆の父祖を漠然と示した語であるように思われ、やはり強いて傳世文献に見える特定の人物を比定する必要はあるまい。

夫(大)工(貢)四方首。

本銘で解釋に大きな差異があるのはこの句である。

②黄錫全・于炳文は、「四方首」の上の二文字を「夫壬」として「敷任」と釋讀し、分擔の意とする。「四方首」は、楚の境内、東西南北四方の方國の首領を指すとし、「敷任四方首」は、高祖考を祭祀するのに必要な物品を四方の首領に分擔させるの意であるとする。⑳鄒芙都及び㉑胡長春は②黄錫全・于炳文の解釋を採り、近出・新收・模稜總集・銘圖といった著録類も軒並み②黄錫全・于炳文と同じく「夫壬」「夫(敷)壬(任)」などと釋字する。㉒王健は②黄錫全・于炳文の釋讀を踏まえたうえで、楚は周の方伯として、南土の四方の諸侯を支配

したとする。

一方、㉓李學勤は、「四方首」に上の二文字を「大工」と釋字して大臣の意であるとし、「夫」字と「大」字は通用すると言う。そして前句とつなげて「楚公逆祀卒(厥)先高曼(祖)考・大工・四方首。」と區切り、「楚公逆は自分の祖先・父・先世大臣と四方の神に對して、人首を用いて祭祀する典禮を舉行した」の意とする。㉔白川靜もその釋讀を踏襲する。他に「大工」の釋讀を採る者としては、㉕劉緒は、①簡報掲載の銘文寫真ではこの二文字は「大工」であるとし、「大工(攻)四方首」は、大舉して四方の首領を攻めるの意であるとする。㉖李學勤說に對して㉗陳劍は、「大工」と釋字して「先世大臣」の意とするのは解釋として通じるが、語法上「四方首」は祭祀對象と見るべきであると批判する。

その他の意見としては、㉘劉彬徽は「楚公逆祀厥先高祖考・夫工四方首」と釋讀し、楚公逆は四方の敵の首を用いてその祖先を祭祀するため、銘文の後文に見えるように出征したとする。㉙柯鶴立は「敷攻四方首(貢)」とし、四方を攻めて貢納品を求めたの意であるとする。銘文が明晰でないので、「四方」の下の一字は、減ぼした敵の首を示す「首」字か、貢納品を示す「貢」字か、文字が確定できないとするが、「首」字で問題ないように思われる。㉚董珊は「夫(敷)工(共・供)四方首」と釋讀する。「敷共(供)」の「敷」は「布」と訓じ、引伸して「徧」の意となり、「共(供)」は祭品の陳設を意味し、「敷共(供)」であまねく祭祀するの意となるとする。そして「四方首」は祭祀對象であり、四方の主神と社稷の神の集合稱謂であるとする。㉛黄錦前も

⑳董珊説に従う。

「四方首」については、㉑楊寛は四方の神を指すとし、戦國期の楚帛書に描かれるところの四季の神にあたり、また傳世の楚公逆鐘の紐上の紋様の裸鬼(雷神)がその四方の神にあたるとする。㉒段渝は、「四方首」とは「四方守」であり、楚帛書に言う「四神」、すなわち四方山川の神であるとする。

まず「夫工」の二字から確認しておく、模釋總集は、①簡報掲載の銘文寫眞の模本において「大」字の上部に短い横線を加えているが、寫眞では横線の存在は確認できないように思う。寫眞の器の該當の文字に關しては「大」字と見て問題ないであろう。㉓李朝遠の言う M64:92 の「夫」字も、㉔李學勤の言うように「大」と通用すると見えておくことにする。金文では他に明確に「大」「夫」二字が通用する例が見出せないが、周知のように、「大」と「夫」、更に「天」の三文字は、同源の字であるとされる(徐中舒主編『甲骨文字典』、四川辭書出版社、一九八八年、一一四〇頁)。「工」字については、實の所「工」字であるのか「壬」字であるのかを判別する決め手はないのであるが、①簡報掲載の銘文寫眞の該當字も M64:92 と同じく縦線の中部に點が存在しないこと、該當字が西周後期の「工」字の字形に比較的近いことにより、「工」字と見ておくことにする。

「四方首」の「首」については、西周金文では「稽首」「折首」のような頭首を指す用例か、あるいは適簋(集成 4207)などに見える「拜首」のように、「手」字と通用する例しか存在せず、首領・首長の意味での用法は現在のところ見られない。本銘の場合についても頭首の

意味で解釋すべきである。本稿では「工」字を「貢」字の通假と見て獻上の意であると解しておく。「工」字を「貢」と讀む例は金文には存在しないが、王輝『古文字通假字典』(中華書局、二〇〇八年)、四五七頁によれば、「其兄(祝)工(貢)父甲三牛。」「其れ祝、父甲に三牛を貢せんか。】(合集 27462)など、甲骨文で本銘と同じく祖先祭祀の文脈で「貢」と讀み得る例が存在する。

「四方」については、西周金文では、大孟鼎(集成 2837)に、「才(在)珣(武)王嗣玟(文)乍(作)邦、鬪(厥)匪、匍(敷)有四方」【武王に在りては文の作こせし邦を嗣ぎ、厥の匪を鬪ぎ、四方を敷有す。】とあるように、主に周王の統治範圍を示す語として用いられる。一方、殷代の甲骨文には「庚戌卜、寧于四方、其五大」【庚戌卜す、四方に寧んずるに、其れ五大をもちいんか。】(合集 32114)など、四方の神への祭祀の例が見え、これは東西南北の方神の總稱とされる(常玉芝『商代宗教與祭祀』、『商代史』卷八、中國社會科學出版社、二〇一〇年、一〇八〜一一五頁)。「四方首」は熟語として甲骨・金文には見えず、本銘についても「四方」を四方の神と解釋し、「首」を切り離して讀んだ方がよいと思われる。

この句は前句と合わせて、楚公逆が父祖の靈に對する祭祀を執り行い、また大いに四方の神に人首を獻じようとしたという意味となる。

ここでは「工(貢)」と「四方」の解釋について、殷代の甲骨文の用例を参照したが、楚と殷王朝とのつながりは同時代史料からは見えてこない。周原甲骨に「楚子」(H 11・183)や「楚白(伯)」(11・114)といった名號が見え、遅くとも殷末周初に楚の君主が存在した

ことが窺われる程度である。戦國中晩期の文献となるが、清華簡『楚居』では、楚の君主の祖先を、季連と、殷王盤庚の子の娘妣佳との間に生まれた子とし、また祖先の一人麗季が、その母親の胸を裂いて生まれ、巫咸がその胸を楚<sup>いばら</sup>で包んだことが楚の国名のおこりとするなど、殷王朝とのつながりを強調する。楚が何らかの形で断片的に殷王朝の祭祀制度を継承し、その記憶が『楚居』に見えるような祖先神話の形成につながったのかもしれない。

楚公逆出求人、用祀四方首、休多逾（禽）。

「人」字に當たる部分は、「𠄎（厥）」字とするのが通説であり、後で觸れる陳劍及び彼の説を引く者以外はすべて「𠄎（厥）」字とする。

②黄錫全・于炳文は、「楚公逆出求𠄎（厥）用祀、四方首休多逾（禽）鎮（欽）𠄎（融）」と區切る。「出」は出行・出巡の意とし、「求」は邾君鐘（集成29）の「邾君求吉金、用自作（作）其𠄎鐘・𠄎鈴」【邾君、吉金を求めて、用て自ら其の𠄎鐘・𠄎鈴を作る】の「求」と同じく、索取・聚積の意とする。「楚公逆出求𠄎（厥）用祀」は、楚公逆が自ら四方に赴き、祭祀用品を聚積するために奔走したの意とする。「四方首休多逾（禽）」の、「休」字は讚美の意で、その下に「楚公逆」が省略されているとする。そして「𠄎」に従う「逾」字は金文に初見で「禽」字と同じとし、「勤」「勲」と音通し、勤勞して怠らないの意であるとする。③胡長春は、「禽」字を「勤」「勲」と讀むことに關して

踏襲する。

⑦李學勤は、「楚公逆出、求𠄎（厥）用祀四方首、休、多逾（擒）」と區切り、「四方を祭祀するための首を求めめるため、楚公逆は出征し、成功を得て、多く擒獲があった」の意とする。⑧柯鶴立は、「楚公逆出求（逖）厥用祀四方首（責）休」と區切り、出征して祭祀の貢納品を徴收したの意とする。

⑩劉緒は、「休多逾」については不其簋（集成4328～4329）や晉侯鼎（近出332・新收145）に類例が見え、いずれも戦事に關係があると指摘し、楚公逆が今回の出征で成功を収め、收穫が大きかったの意であるとする。段渝は、「求𠄎（厥）用祀」の「求」字は「索取」の意、「𠄎（厥）」字は「其所」の意、「用」は「因」「以」の意とし、全體で「その四方の守を祭祀するのに用いる所の物を索取する」の意とする。「逾（擒）」字は、人あるいは物を擒するの意とする。

⑫陳劍は、「楚公逆出求」に續く一字は「𠄎（厥）」ではなく「人」字であり、本銘の前文の「𠄎（厥）」字とは明らかに違いがあるとし、「楚公逆出求人」は、祭祀のための人性を求めるとする。⑬董珊・⑭黄錫前もこの「人」字説に従うが、⑮陳劍より後に出了た模釋總集と銘圖は、この字を従来通り「𠄎（厥）」としている。この字については、⑯陳劍が指摘するように「𠄎（厥）」字ではなく「人」字に近い字形であり、⑰簡報・⑱『晉國寶藏』掲載の銘文寫眞や各種拓本の方でも同様の字形に作っているようである。本稿でも「人」字であり、人性を指すと見ておく。

金文で他に「求人」の例としては、召鼎（集成2838）の「東宮廼曰、

『求乃人、乃弗得、女(汝)匡罰大。』【東宮廼ち曰く、「乃の人を求めよ、乃ち得ざれば、汝匡の罰大なり。」があるが、これは人性を求めるとい意味ではない。芻鼎の場合は、作器者芻の領地で栽培されていた穀物が、匡という人物の領地の民衆によって盗まれ、そのことを東宮という人物に訴えたところ、引用文にあるように、東宮が匡に對して、犯人を捜し出して芻に引き渡せ、それができなければ汝の罰は大きなものになると裁定を下したことを記している。本銘とは状況が異なるが、「求」字が「人」を目的語に取る例として擧げておく。

「多逾(禽)」については、⑤劉緒が指摘するように、西周金文の「禽」字は主に戦争での俘獲を指す。本銘でも楚公逆の出征による俘獲ということになるであろう。

この文は、楚公逆が出征して人性を求め、そうして父祖の靈に對して楚の四方の方國の敵首を祀ろうとしたところ、幸いにして多くの俘獲が得られたことを記す。

鎮(欽) 融(融) 内(納) 郷(饗) 赤金九萬鈞。

②黄錫全・于炳文は、「鎮」字・「融」字ともに金文では初見とする。このうち「鎮」字は『説文解字』に「低頭也」【低頭するなり】とあり、朱駿聲の解釋を引き、「欽」字と音義が同じであるとする。「融」字は「融(融)字と構形が同じであるとする。この字の構成要素である「西」については、鄧公簋(集成3775～3776)などに見える「𠩺」字の從う所の「田」と同じとし、青銅器の器種名として用いられる「𠩺」「𠩺」

などと一類の字で、「融」字の從う所の「鬲」も器種を示す文字となるので、「西」も同様に器種を示す字であるとする。結論として、「融」はおそらく「融」字の異體であり、「明」の意であるとする。「鎮融」の二字を「欽明」と釋し、『逸周書』諡法解の「威儀悉備曰欽」【威儀悉く備はるを欽と曰ふ】・「照臨四方曰明」【四方を照臨するを明と曰ふ】などを引き、この二字の意味とする。前の句とつなげて「楚公逆出求

卒(厥)用祀、四方首休多逾(禽)鎮(欽)融(融)」で、「四方の首領が楚公逆の國に勤務して怠らず、威儀悉く備わり、四方を照臨するを讚美した」と解する。「鎮(欽)融(融)」の釋讀に關しては、②鄒芙蓉・③胡長春・近出・銘圖が②黄錫全・于炳文の說を踏襲している。

②黄錫全・于炳文は「内郷」以降を別の文とし、「内郷」は「納貢」と釋し、祖先に祭品などを獻じるの意とする。「赤金」は銅を指すとする。「鈞」は『説文解字』に「三十斤也」とあり、九萬鈞で二七〇萬斤となると指摘する。そして戰國期の一斤は250g(今の半斤)であり、九萬鈞は今の一三五萬斤すなわち675 tとなると計算する。

これに對して⑦李學勤は「鎮融内(納)郷(饗)赤金九萬鈞」と區別切り、「鎮融」は人名あるいは族名とする。「鎮」字は「欽」と同音であり、「融」字は『説文解字』に見える「𠩺」字の本字にあたり、聲符の「比」が省略されているとする。「内郷」は「納享」と釋し、進獻の意とする。この文は、楚公逆の出征による勝利を承けて、鎮融が銅九萬鈞を獻上したの意であるとする。「鈞」あるいは同義の「勻」字は眉敖・蓋(集成4213)などに用例が見えると指摘し、②黄錫全・于炳文と同じく一鈞は三十斤で、九萬鈞で二七〇萬斤となると計算す

る。西周期の一斤がどのぐらいになるのか確定はではないが、戦國期の一斤(500g)とそれほど差がないと推測し、九萬鈞は現在の百萬斤以上、500・600tになるとする。その銅の來源は、おそらく現在の湖北省大冶市に位置する銅綠山ではないかとする。

⑧劉彬徽・⑨劉緒・⑩段渝も「鎮醜」を人名あるいは族名と解するが、⑩段渝は特に「鎮醜」を濮越の族系に屬するとし、銅綠山の古鑛脈を占有かつ採取・利用した氏族のひとつとする。そして「鎮」は形聲字ではなく會意字であり、「金」は亦聲とし、「金」は銅、「頁」は頭を表し、「鎮」字はその族人が頭に銅飾を戴くのを特徴とすることを示しているとする。楚は當時埋藏量が豊富な銅鑛資源を占有できておらず、必要とする大量の銅資源を他者より求めていたとし、その主要な來源は濮越人の採取した銅綠山の銅であったとする。

⑬柯鶴立は、「鎮」は『說文解字』によって低頭の意とし、「稽」と同義であり、賜與者に對する恭順の情を示すとす。「醜」字は「比」字として「毗」と釋し、「併」「竝」の假借であり、竝ぶの意、あるいは「從」の誤字で付き従うの意とする。「内(納)郷(饗)」は、楚公逆が貢納品を受納して自らの戦勝の宴を執り行ったの意とし、戦利品が大量の銅塊であるので、征服されたのはおそらく銅綠山の現地の住民ではないかとする。

「九萬鈞」の「鈞」という單位については、他に小臣守簋(集成4179～4181)などに例が見えるが、多友鼎(集成3335)などに見えるように、「勻」と表記されることの方が多い。一般に「鈞」字は「勻」の孳乳字とされる。松丸道雄「西周時代の重量單位」(『東洋文化研究

所紀要』第一一七號、一九九二年)では、一勻・鈞を約10kgとする。「九萬鈞」の數量について、中國の研究者はおおむね②黃錫全・于炳文の計算を踏襲するが、⑨吉本道雅は、松丸道雄の研究に基づき、九萬鈞を約300tとする。青銅器の重量について、たとえば六五件の鐘罇から成る曾侯乙墓の編鐘の場合、總重量は2576tであり(湖北省博物館編『曾侯乙墓』、文物出版社、一九八九年、上卷、九四～九六頁)、いずれの説を採るにせよ、「九萬鈞」が莫大な數量ということになる。

⑭劉緒は「九萬鈞」をおそらく數量が多いことを示す語で、實數ではないとするが、このような見方の方が妥當であろう。

⑨吉本道雅は、更に莫大な銅の獲得は楚の君主による臣下への再分配を前提としたもので、本器・本銘の存在は、楚のような西周王朝以外の勢力が銅資源獲得に基づく独自の權力構築を企圖していたとする。

②黃錫全・于炳文説は前文の「適」字の解釋に無理がある。本稿では「鎮醜」の二字を「欽融」と釋字することに關しては②黃錫全・于炳文の説を採用するが、⑦李學勤説に従い、この二字は多量の赤金すなわち銅を楚公逆に納めた人名あるいは族名を指すと見ておく。ただ、これが銅綠山に關わりがあるかどうかについては、そこまで穿鑿すべきではないと思われる。

楚公逆用自作(作)𠄎(和)夔(齊)錫鐘百鈞(肆)。

この文は、楚公逆が自ら本器を製作させたことを記す。また、①簡

報掲載の鉦部銘文寫眞では、この文の「穌(和)」字が末尾となっている。

②黄錫全・于炳文は、「夔」字は正しくはその省形であるとしたうえで、この字は調劑・調和の意で、「和齊」は鐘聲・音律が調和していることを指すとする。「錫鐘」の語は楚公冢鐘(集成4631)などに見え、また多友鼎(集成2835)の「湯鐘」も同じ語であると指摘する。そして『説文解字』に「盪、金之美者」【盪は、金の美なる者】とあるのを引き、質の良い金屬で鑄造された鐘の意であるとする。「飢」は鐘を數える單位である「肆」と音通するとし、「一肆」の數量は諸説あるが、計六五件から成る曾侯乙墓編鐘の排列を参照して一肆は鐘七〜八件にあたるのではないかとしたうえで、本銘の「百」はおそらく具體的な數量ではなく、多數であることを示しているのではないかと結論づける。⑤劉緒も、「百飢」も數量が多いことを示す語で實數ではないとする。「夔錫」は一字で、「錫」の異體とする。

⑦李學勤も『説文解字』の「盪、金之美者」を引き、「錫」は良い銅のことであるとす。「夔」にあたる文字は「夔」と釋している。「夔」字説については②胡長春も贊同し、曾伯栗簠(集成4631)と晉公盃(集成10342)の「夔」字と形が最も近いとする(左圖参照)。圖版は曾伯栗簠(集成4631)より。



⑨吉本道雅は、「錫鐘」(湯鐘)の語は中原の銘文では、林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究』(吉川弘文館、一九八四年)での斷代で西周III Bのものに現れると指摘する。⑩陳雙新は、「夔」にあたる文字を「協」と釋し、「穌協」はいずれも鐘聲

が調和していることを指すとす。また「錫」字は樂音が高揚するの意を示し、「穌協錫」はいずれも樂音に對する修飾で、同様の形容詞を重複して用いることで、強調の作用をもたらすとす。鄒芙都も、「夔」にあたる文字を「齊(協)」と解釋する。

⑫董珊は、「夔」にあたる文字は「妻」の省形で、「諧」と音通するとす。「飢」字を「肆」と解することについては、「飢」字が邪紐之部、「肆」字が心紐質部となり、韻部の音が遠く、この二字が音通すると解するのには無理があるとし、「飢」字は脂部に屬する尸聲の字の誤釋であり、脂部と質部の對轉により、「肆」字への音通が成り立つとする。この兩字については、⑭黄錦前も⑫董珊の説に従う。ただ、これ以後に出た模釋總集と銘圖はいずれも従來の字釋を踏襲し、「齊」「飢(肆)」とする。

「夔」字に關しては、實の所銘文拓本でも字形がはっきりしないが、取り敢えず②黄錫全・于炳文の模本及び字釋に従い、「夔」字の省形と見て「齊」と讀んでおく。「穌(和)夔(齊)錫鐘」は、類似の語句としては曾侯蘇鐘の「元穌(和)凱(揚)鐘」がある。これと同様に、それぞれ鐘を形容する語と見なしておくことにしたい。

楚公逆其邁(萬)年壽、用保阜(厥)大邦、永寶。

楚公逆による祝嘏の辭。⑮劉緒は Mc4:98 のみ「永寶用」と、末尾に「用」字があると指摘するが、Mc4:98 は別銘の晉敦鐘である。後述のように、晉敦鐘の末尾は確かに「永寶用」となっているが、本銘

とは関係がない。

②黄錫全・于炳文は、「萬年壽」は「萬年眉壽」の省略であり、「大邦」は楚の自稱であると指摘する。⑬柯鶴立は、この部分は楚公逆が金文で周王が用いる口吻を借用したものであるとする。

⑰段渝は、傳世の楚公逆鐘では「孫子其永寶」とある一方で、本銘では子孫への言及が見られないのは、本銘は熊罥の即位當初で、立儲がなされていない時点、すなわち熊罥元年・宣王二十九年（前789年）の作となるとするが、この部分からそこまで穿鑿できるものではない。

この部分は、多くの研究者が「楚公逆其邁（萬）年壽、用保卒（厥）大邦、永寶」と区切るが、⑱黄錦前は「楚公逆其邁（萬）年壽用、保卒（厥）大邦、永寶」と区切る。これは荊公孫敦（集成4692）の「萬壽用之」【萬壽にして之を用う】などと同様の表現であり、楚系銅器に多く見られるとし、「用保」<sup>レ</sup>と区切る場合は、その前に主君による賜命や勳の辭が存在することが多いとする。しかし「用保」<sup>レ</sup>の用例は、本銘のほかは單伯奕生鐘（集成82）・鈐罍（集成271）・師鬲鼎（集成2830）・緝簋（集成4192～4193）・中子化盤（集成10137）の四件しか存在せず、「用保」<sup>レ</sup>の前には主君による賜命や勳の辭が存在すると一般化できるような數量ではない。かつ、中子化盤については「中子化用保楚王、用正（征）栢（莒）、用擇其吉金、自乍（作）盤盤。【中子化用て楚王を保ち、用て莒を征し、用て其の吉金を擇び、自ら盤盤を作る。】と、「楚王」の語の存在によって「楚系銅器」と判断されるが、「用」字と「保」字の間で区切ることはできない。本稿では、従来のように「其邁（萬）年壽、用保卒（厥）大邦」と区切っ

ておく。

吾敔其子孫永寶用。

以下、M64.98～99の吾敔鐘について。⑲李朝遠は冒頭の作器者にあたる二字を「吾敔」とし、左鼓部も含めて「吾敔其子孫永寶」という釋文を提示している。

一方、新収は鉦部のみ模本を提示し、「公敔其子」と釋文を附す。二編・模釋總集・銘圖は新収の模本を轉載し、釋文も踏襲したうえで、器銘を「公敔鐘」とする。

しかし④『晉國奇珍』・⑤『晉國寶藏』掲載の器影や拓本を確認すると、冒頭の一字は「公」字ではなく、⑲李朝遠が釋字するように「吾」字であり、また左鼓部にも銘文があることが確認される。器名も吾敔鐘と稱するのが適切である。ただし、⑤『晉國寶藏』掲載の拓本によると、末尾に更に「用」字が確認される。前述のように、⑮劉緒はM64.98の末尾に「用」字があると指摘している。

「吾敔」は作器者の名である。「其子孫（あるいは子子孫、子子孫孫）永寶用」のような文例の場合、その直前で文や句が区切られるか、小克鼎（集成2796～2802）の「克其子子孫孫永寶用。【克其れ子子孫孫永く寶用せん。】のように、その上に作器者の名が置かれる例しかない。

## 訓讀

楚公逆鐘 唯れ八月甲午、楚公逆、厥の先高祖考を祀り、大いに四方

に首を貢せんとす。楚公逆、出でて人を求めて、用て四方に首を祀らんとするに、休にして禽多し。欽融、赤金九萬鈞を納饗す。楚公逆、用て自ら和齊錫鐘百肆を作る。楚公逆、其れ萬年壽にして、用て厥の大邦を保ち、永く寶とせん。

**晉穀鐘** 晉穀其れ子孫永く寶用せん。

#### 現代語譯

**楚公逆鐘** 八月甲午の日、楚公逆はその父祖を祀り、大いに四方の神に人首を獻じようとした。楚公逆は出征して人牲を求め、それによって四方の神に人首を祀ろうとしたところ、幸いにして俘獲が多かった。欽融は多量の銅を楚公逆に納めた。楚公逆はこれによって自ら調和のとれた良銅による鐘をたくさん作った。楚公逆は萬年に至るまで長壽を保ち、そうしてその大邦を保ち、この器を永遠に寶物とできるよう祈願する。

**晉穀鐘** 晉穀はこの器を子々孫々永遠に寶物として用いることができよう祈願する。

#### 参考

##### (一) 楚公逆鐘

本器と同一人の作器によるものとして、宋代に出土した楚公逆鐘（集成106）がある。この器の銘文について模本しか残されていないが、本器出土後、本銘を参考資料として鈔銘の校訂をはかる研究がいくつか発表された。本稿では特に以下の二編を参照し、鈔銘の釋文と書き

下し文のみ掲載しておく。なお、この二編は同一内容を、一方は鈔銘の釋文、一方は本銘の釋文を主題としてまとめ直したもののようである。おそらく重耳とは黃錦前氏の網名であろう。

②重耳「楚公逆鐘銘文校勘」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇〇八年六月二日、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/449>）

④黃錦前「楚公逆鐘銘文補說」（『中國歷史文物』二〇〇九年第六期）

#### 銘文

唯八月甲申、楚公逆自乍（作）大雷鐘、卒（厥）名曰蘇（和）亶（鑿）鐘。楚公逆其萬年壽用、保其邦、孫子其永寶。

#### 訓讀

唯れ八月甲申、楚公逆、自ら大雷鐘を作り、厥の名を和鑿鐘と曰ふ。楚公逆、其れ萬年壽にして用い、其の邦を保ち、孫子其れ永く寶とせん。

##### (二) 北趙晉侯墓地六三・六四號墓出土器

本器が出土した北趙晉侯墓地六四號墓及びその夫人墓のひとつとされる六三號墓からは、他に以下の銘文を有する青銅器が出土している。

a 晉侯邦父鼎

時代 西周晚期

## 出土

①簡報によると、六四號墓より同銘の鼎が計二件出土し、また本器と同じく銘文に「晉侯邦父」の名が見られる簋が出土しているとのことであるが、簡報及びその他著録で公表されているのは Mg:130 のみである。

收藏 山西博物院

## 著録

- ①山西省考古研究所・北京大學考古系「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第四次發掘」(『文物』一九九四年第八期)
- ②上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版社、二〇〇二年、卷頭圖版
- 近出 325
- 新收 901
- 模釋總集 第七冊一八八九頁
- 銘圖 2075

## 考釋

- ①⑦段渝「楚公逆編鐘與周宣王伐楚」(『社會科學研究』二〇〇四年第二期)
- ②③胡長春『新出殷周青銅器銘文整理與研究』(綫裝書局、二〇〇八年) 上篇、381
- ②⑧裘錫圭「關於晉侯銅器銘文的幾個問題」(『傳統文化與現代化』

一九九四年第二期。後に『裘錫圭學術文集』第三卷、復旦大學出版社、二〇一二年に收録)

- ②⑨李學勤「晉侯邦父與楊姑」(『綴古集』、上海古籍出版社、一九九八年)
- ③⑩馮時「畧論晉侯邦父及其名・字問題」(『文物』一九九八年第五期)
- ③⑪李學勤「續說晉侯邦父與楊姑」(『寶鷄文理學院學報(社會科學版)』二〇〇五年第六期。後に『文物中的古文明』、商務印書館、二〇〇八年に收録)

## 器制

器影は簡報に線圖を掲載し、また、②⑦上海博物館の卷頭圖版に寫眞を掲載する。口沿に縁があり、立耳が二つ附いている。腹部は淺く、腹壁は直状である。底部はやや平たく、三本の蹄足がある。頸部には竊曲紋と六件の扉稜があり、腹部には環帶紋が見られ、蹄足の根の部分には扉稜があり、根の部分と扉稜にはともに獸面紋が見られる。通高 28.2 cm、口徑 29.2 cm。



銘文 内壁部に三行一六字 (うち重文一字)

晉侯邦父乍 (作)

隳貞 (鼎)。其邁 (萬) 年。

子 = 孫永寶用。

銘文は晉侯邦父による作器について述べる。この邦父について、①簡報は六四號墓の被葬者と見なし、②裘錫圭は『史記』晉世家に見える晉穆侯に比定し、諸家はその見解を踏襲する。晉侯位は西周期において (一) 唐叔虞、(二) 晉侯燮 (あるいは燮父)、(三) 武侯寧族、(四) 成侯服人、(五) 厲侯福、(六) 靖侯宜臼、(七) 釐侯司徒、(八) 獻侯籍 (晉侯蘇)、(九) 穆侯費王、(二〇) 殤叔、(二一) 文侯仇と繼承された。殤叔が穆侯の弟に當たる以外はすべて直系相續である。

ここで問題となる穆侯の名については、諸家が指摘する通り、異名が多く伝えられている。晉世家本文はその名を「費王」とするが、その『史記索隱』によると、鄒誕本は「弗生」に作り、あるいは「潰王」に作るという。また『史記』十二諸侯年表ではその名を「弗生」とし、當該箇所『索隱』では、晉世家に「費生」「潰生」に作るとし、『系本』『世本』は「弗生」とするという。費・弗・潰は音が通じ、王・生はいずれかがいづれかの誤寫と見ることにしては、諸家共通である。②裘錫圭は、弗生などが晉穆侯の名で、邦父は字とし、名のうち二字目が「王」であれば、字の「邦」字と對應關係が成立するという。③李學勤は、邦父は穆侯の字ではなく名であり、「費王」は「邦」字を緩讀したものとす。④馮時は、同じく西周後期の器とされる罍盞 (集成 4460) に見える「叔邦父 (作器者罍の字とされる)・叔姑」夫妻を、本銘の邦父及び、次項で扱う楊姑壺の楊姑と、それぞれ同一人物とする。そして穆侯はもとの名が罍であり、字が邦父とする。名の「罍」字については張政娘の研究を引いて衷と釋し、扈・扈と扈字で、土を聚めて地を治めるの意となり、字の「邦」字と對應するという。晉世家の「弗生」については、「罍」字は「弗」字と音通し、「生」字は名の後に冠して男子の號となるとし、「王」字は「生」字の譌變とする。⑤李學勤は、馮時のような説について批判し、「罍」字と「費王」は音理上の關係がないとする。また罍盞を参照する限り、罍 (叔邦父) 及びその父親は周王朝の臣であり、諸侯ではなく、晉侯邦父とは別人とする。金文ではほかに成周邦父壺 (集成 9621) など邦父の稱が見えるものがあり、當時ありふれた名乗りであったようである。

本銘の晉侯邦父を六四號墓の被葬者と見る点については、積極的に否定する根拠はない。ただ、晉侯邦父を『史記』晉世家の晉穆侯に比定することについては、本誌第四號掲載の拙稿「金文通解 晉侯蘇鐘」の参考欄で論じたように、傳世文獻に見える晉侯の系譜を絶対視し、同時代の出土文獻に見える人名をそれに摺り合わせるという手法自体に問題がある。せいぜい、強いて比定するならば、晉侯邦父は晉世家の晉穆侯に相當する程度にとどめておくべきではないかと思われる。

### 訓讀

晉侯邦父、罍鼎を作る。其れ萬年ならんことを。子子孫永く寶用せよ。

### 現代語譯

晉侯邦父が祭祀のための鼎を作った。(邦父が) 萬年まで生きられますよう。子々孫々永えに寶物として用いよ。

### b 楊姑壺

時代 西周晚期後段

### 出土

①簡報・④『晉國奇珍』によると、六三號墓より同銘の壺が二件出土している (M63:81 及び M63:82)。

收藏 山西博物院

### 著録

- ① 山西省考古研究所・北京大學考古系「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第四次發掘」(『文物』一九九四年第八期)  
 ② 中國青銅器全集編輯委員會編『中國青銅器全集』第六卷(文物出版社、一九九七年)、五一  
 ③ 上海博物館編『晉國奇珍—山西晉侯墓群出土文物精品』(上海人民美術出版社、二〇〇二年)

近出 960

新收 889 ~ 890

模釋總集 第七册一九八三・二一六頁

銘圖 12239 ~ 12240

### 考釋

- ②③ 胡長春『新出殷周青銅器銘文整理與研究』(綫裝書局、二〇〇八年) 上篇、1022 ~ 1023  
 ②④ 李學勤「晉侯邦父與楊姑」(『綴古集』、上海古籍出版社、一九九八年)  
 ③⑤ 馮時「畧論晉侯邦父及其名・字問題」(『文物』一九九八年第五期)  
 ③⑥ 李學勤「續說晉侯邦父與楊姑」(『寶鷄文理學院學報(社會科學版)』二〇〇五年第六期。後に『文物中的古文明』、商務印書館、二〇〇八年に收録)  
 ③⑦ 王光堯「從新出土之楊姑壺看楊國」(『故宮博物院院館』一九九五年)

第二期)

③王人聰「楊姑壺銘釋讀與北趙六三號墓主問題」(『文物』一九九六年第五期)

④孫慶偉「試論楊國與楊姑」(『考古與文物』一九九七年第五期)

⑤李伯謙「也談楊姑壺銘文的釋讀」(『文物』一九九八年第二期)

⑥陳昌遠・王琳「從“楊姑壺”談古楊國問題」(『河南大學學報(社會科學版)』二〇〇一年第一期)

⑦董珊「畧論西周單氏家族窖藏青銅器銘文」(『中國歷史文物』二〇〇三年第四期)

⑧孫慶偉「晉侯墓地M六三墓主再探」(『中原文物』二〇〇六年第三期)

⑨李建生「“梁姬”・“楊姑”及其相關問題」(『中國歷史文物』二〇〇九年第五期)

⑩張淑一「兩周金文女子稱謂“規律”再探討—兼論“楊姑壺”的問題」(『考古與文物』二〇〇九年第五期)

⑪李建生・王金平「周伐玁狁與“長父侯于楊”相關問題」(『中原文物』二〇一二年第一期)

器制

M63:81とM63:82も形制は同じ。圓壺で、蓋の頂部にはラッパ型の取っ手がある。壺本體は束頸鼓腹で、圓底圓足である。頸部の兩側に獸首に環を通した形式の耳がある。蓋部・頸部・腹部・圈足にそれぞれ竊曲紋があり、頸部の上部に波曲紋があり、腹部の竊曲紋を挟む形で上下に重環紋がある。①簡報によると、M63:81の大きさは口徑

12.4㎝、腹徑20.2㎝、通高35.8㎝である。しかし④『晉國奇珍』は、M63:81が口徑12.5㎝、通高35.7㎝、M63:82が口徑12.4㎝、通高35.8㎝とし、新收はそれを踏襲する。器影に關しては、①簡報にM63:81の線圖を、④『晉國奇珍』にM63:82の寫眞をそれぞれ掲載する。銘圖は、③『中國青銅器全集』に掲載の寫眞をM63:81のものとする。ともにその口徑を12.4㎝とする。

王世民・陳公柔・張長壽『西周青銅器分期斷代研究』(文物出版社、一九九九年)、一三六頁は、主として器形・紋樣に基づき、本器を「西周晚期偏晚時の器」とし、二六六頁では西周晚期後段とする。本稿での斷代もこれに基づいた。

楊姑壺(M63:82)器影(④『晉國奇珍』) 楊姑壺(M63:82)器體部銘文拓本(④『晉國奇珍』)



銘文

二器とも蓋部の外口と器體頸部の内壁にそれぞれ同内容の銘文がある。蓋部は五行九字、器體部は二行九字となる。

楊姑乍（作）羞醴

壺。永寶用。

銘文の内容は楊姑による作器を述べたありふれたものであるが、本器が晉侯夫人の墓とされる六三號墓から出土したことで、作器者楊姑の出自が目されることとなった。

①簡報は、六四號墓の被葬者と見なす晉侯邦父の二つの夫人墓のうち、六二號墓は晉侯邦父の正夫人が、本器が出土した六三號墓は次夫人の楊姑が被葬者であるとする。

周代の楊國については、楊國を姬姓の國と位置づける『左傳』襄公二十九年「虞・虢・焦・滑・霍・楊・韓・魏、皆姬姓也」【虞・虢・焦・滑・霍・楊・韓・魏、皆な姬姓なり】や、楊國を周の宣王の子尚父が分封された國とする『新唐書』宰相世系表一下の「楊氏出自姬姓、周宣王子尚父封爲楊侯」【楊氏は姬姓自り出づ、周宣王の子尚父封ぜられて楊侯と爲る】といった傳世文獻の記述から、従來は姬姓の國とされてきた。しかし本銘の發見により、これとは別に姑姓の楊國が存在していた可能性が取り沙汰されるようになった。③王光堯は本器が楊姑のための媵器であるとし、その出身は姬姓の楊國の始封以前に存在した姑姓の楊國であり、今の山西省洪洞縣の東南十五里（キロ）ほどの地點に所在したとする。④李學勤も楊姑は楊國より嫁いだ晉侯夫人で六三號墓の被葬者であるとし、六二號墓の被葬者は『史記』晉世家に見える、穆侯四年にその夫人となり、文侯仇を生んだ齊姜であるとする。⑤陳昌遠・王琳も、本器は姑姓の楊國から晉國の國君に嫁いだ

女性の自作器であるとし、楊國の所在地をやはり山西省洪洞縣の東南一五キロに位置する范村に求める。

一方、③王人聰は、本器は媵器ではなく、姑姓の別の國から姬姓の楊國に嫁いだ女性による自作器で、晉人が戦争によって獲得した戦利品であり、楊姑は六三號墓の被葬者ではないとする。④孫慶偉も宣王による尚父の封建以前に姑姓の楊國は存在せず、楊姑は姬姓の楊國に嫁いだ姑姓の女性とする。

これは楊姑の楊を出身地と見るか嫁ぎ先と見るかということであるが、この金文の女性稱謂の問題は、本銘に限らず、たとえば矢王篡蓋（集成3871）などに見える矢國の君主の姓を姬姓と見るか姜姓と見るかなど、他の事例をめぐっても論争となっている。⑤李伯謙は、本銘の「楊」字について彼女の出身地と嫁ぎ先の両方の可能性があるとする一方で、晉靖侯夫人墓（九二號墓）より姑姓の女子が自作した盞が出土していることから（ただしこの器については未公表のようである）、晉が近隣の姑姓の楊國と通婚していたと見るのが自然として王人聰説を批判する。⑥張淑一は、従來の金文中の女性稱謂の研究について、たとえば媵器の作器者を女性の父しかあり得ないと決めつけ、異姓の親族が媵器を作った可能性を考慮に入れない、少數の例證によって女性稱謂の法則を導き出すとする傾向がある、傳世文獻に記載が見えず、その姓が必ずしも明らかでない未知の國族にもその法則を安易に適用しがちであるなど、種々の問題点を指摘する。

そして二〇〇三年に陝西省眉縣楊家村窖藏より發見された四十二年迷鼎（二編328～329）に「余肇建長父侯于楊、余令（命）女（汝）

奠長父、休」【余、聲に長父を建てて楊に俟たらしめ、余、汝に命じて長父を奠めしむるに、休あり】と、宣王期（この銘は宣王四十二年の作と見られる）に楊國の封建が行われたという記述が存在することから、本銘との關連が注目されるようになった。四十二年迷鼎を主要な資料として見る研究については、本誌第三號の馬越靖史「金文通解四十二年迷鼎」が紹介している。本稿では本銘を主要な資料とするものを中心に取り上げる。

四十二年迷鼎の「長父」については、『新唐書』宰相世系表一下の「尚父」に相當するという見解が多いが、③李學勤は、長父が楊國に封建された宣王四十二年は、晉穆侯邦父二十六年に當たり、その翌年に穆侯が亡くなることから、穆侯が娶った楊姑は長父封建以前に存在したであろう姞姓の楊國の出身ではないかと推測する。

③馮時が罍蠶に見える「叔邦父」と「叔姑」夫妻を、晉侯邦父及び楊姑と、それぞれ同一人物としたこと、そして④李學勤がそれを批判したことは前項で述べた通りであるが、⑧孫慶偉はこの③馮時の説に對して、罍蠶の「邦父」は晉侯邦父と同一人物であるが、「叔姑」は楊姑ではなく晉穆侯の最初の夫人であり、かつ六二號墓の被葬者であるとする。そして六三號墓の被葬者は、晉世家に晉穆侯四年に娶ったとある二番目の夫人の齊姜であり、また晉姜鼎（集成3926）の作者晉姜に當たるとする。本器の形制は河南省三門峽上村嶺號國墓地出土のM2011:62・215などに類似し、春秋早期のものであると位置づけ、楊姑は宣王四十二年始封の姞姓の楊國に嫁いだ某國の姞姓の女性の器であり、楊と晉が近隣の同姓の國である縁から、齊姜が亡くなった際

に楊國夫人がいわゆる賻贈として、その自作器を副葬させたものであるとする（賻贈とは葬儀の際に喪主に贈られる物品を指す）。

⑨李建生も⑧孫慶偉と同じく、本器は穆侯夫人齊姜が亡くなった際に楊國の夫人が副葬したものとし、宣王・幽王から春秋初年にかけての器とする。④李建生・王金平は、更に山西省洪洞縣永凝堡西周墓葬M2出土の尚父簋に見える「尚父」を四十二年迷鼎に見える「長父」に比定し、長父（尚父）の楊國はその墓葬の所在する山西省洪洞縣にあったとする（ただし尚父簋については未公表のようである）。そして本稿d項で取り上げる叔釗父甗に、作者者叔釗父（李・王氏は晉穆侯の兄弟とする）の妻として「柏姑」の名が見えることに注目し、本銘の楊姑も柏國から楊國に嫁いだのではないかとする。長父（尚父）封建以前の「前楊國」は獫狁によって滅ぼされ、四十二年迷鼎に記述される獫狁への勝利により「後楊國」が再建されたとするが、ただその「前楊國」の君主が姞姓であったかどうかはわからないとする。

本銘の楊姑の出身についてはこのように多くの研究があるが、④李建生・王金平の指摘通り、叔釗父甗の「柏姑」と何らかの關連があると思われるべきである。楊國の地望については、山西省洪洞縣など當時の晉の近隣と見る説が多く、そのように考えるのが自然である。近年同じく山西省の翼城縣大河口の西周霸國墓地より霸國に關連する器銘が多く發掘されているが（山西省考古研究所大河口墓地聯合考古隊「山西翼城縣大河口西周墓地」、『考古』二〇一一年第七期などを参照）、山西省天馬―曲村遺址M6197より、この霸國の君主の作器と見られる霸伯簋（新收399）が出土している。近隣に位置する晉國あるいは

晉國の貴族と覇國とのつながりを示すものであろう。本銘は、當時の晉國が婚姻などを通じて周邊の諸侯國と關係を築いていたことを示す資料のひとつとして評價すべきである。

楊姑の出身については、㉓李伯謙・㉔張淑一の批判の通り、少なくとも現段階では決定が不可能である。四十二年迷鼎によると、宣王四十二年の前後に長父という人物が楊國に封建されたことは確定されるが、實の所四十二年迷鼎からは、その長父が宣王の子であるか、また姫姓であるかどうかは確定されない。長父と尚父との音通についても、王輝『古文字通假字典』（中華書局、二〇〇八年）を参照すると、傳世文獻では長・尚兩字通用の例が存在する一方で、金文では本銘以外に通用の例が見出せないようである。

㉕董珊は、同一地點を領有した姑姓の楊國と姫姓の楊國は、前後交替しているとしつつ、たとえば『左傳』桓公十一年に見える、宋國の雍氏から鄭莊公に嫁いだ雍姑などと同様に、楊姑は出身の邑を氏としたものであり、姑姓の楊は必ずしも諸侯國ではないのではないかと指摘している。このように諸侯國の楊と、楊を采邑とした氏族が並存していた可能性など、多様な状況を想定すべきである。

「羞醴壺」は、ほかに「羞鼎」「羞鬲」「醴壺」などの諸例が金文に見え、「寶隋彝」「旅彝」の類の語として位置づけられる。

## 訓讀

楊姑、羞醴壺を作る。永く寶用せよ。

## 現代語譯

楊姑が羞醴壺を作った。永えに寶物として用いよ。

## c 甯休簋

時代 西周中期後半～西周晚期

## 出土

①簡報によると、六四號墓より同銘の簋が四件出土しているとのことであるが、器影等が圖版として公表されているのはM64:109のみようである。

收藏 山西博物院

## 著録

- ① 山西省考古研究所・北京大學考古系「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第四次發掘」(『文物』一九九四年第八期)
- ④ 上海博物館編『晉國奇珍—山西晉侯墓群出土文物精品』(上海人民美術出版社、二〇〇二年)

⑥ 高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第二集(研文出版、二〇一三年)

近出 475

新收 899

模釋總集 第七册一九一二—一九一三頁

考釋

②胡長春『新出殷周青銅器銘文整理與研究』（綫裝書局、二〇〇八年）上篇、562

器制

蓋付きの方座簋。四件とも形制・紋様は同じ。蓋の頂部にはラップ型の取っ手がある。器身は口部が外側に廣がり、鼓腹状になっている。頸部には附耳と柱型の飾りがそれぞれ二つずつあり、底部はほとんど平らである。圈足はやや低い。方座には各面にそれぞれ五、六個の長方形の孔がある。蓋部・器身・方座にはそれぞれ直稜紋が施されている。M64:109 にては、口徑24.5cm、通高37.2cmとある。

王世民・陳公柔・張長壽『西周青銅器分期斷代研究』（文物出版社、一九九九年）、二五六頁は、一般に西周中期穆王期のものとされる虎簋蓋（近出491・二編412）の形制・紋様が本器と酷似していると指摘している。他にも同様のことを指摘している研究があるが、これについては本誌第三號掲載の拙稿「金文通解 虎簋蓋」を参照。これらの研究のうち、彭裕商「也論新出虎簋蓋的年代」（『文物』一九九九年第六期）は、本器がa項の晉侯邦父鼎と同出であることから西周晚期の器と位置づけ、虎簋蓋の年代を夷王期まで引き下げる。李學勤「論虎簋蓋二題」（『華學』第四輯、二〇〇〇年）は、本器はそもそも六四號墓の被葬者と見られる晉侯邦父の作器ではなく、その字體から見て、

明らかに西周晚期よりやや早い時期のものであるとする。本器の年代については各著録とも西周晚期とするが、拙稿で述べたように虎簋蓋が西周中期の穆王・共王期の作と見られることからすると、本器についても、その年代の上限を西周中期後半に設定してもよいであろう。

甯休簋器影（④『晉國奇珍』）

甯休簋蓋部銘文拓本（④『晉國奇珍』）



銘文 蓋の内面に四行二五字（うち重文一字）

佳正月初吉、甯（甯）

休乍（作）朕文考弔（叔）

氏疇設（簋）。休其萬

年。子孫永寶用。

銘文の内容は、甯休がその亡父叔氏の祭器を作ったことを述べたもので、形式としてはやはりありふれたものである。

「甯（甯）休」の「甯」字については、②胡長春が「甯嗑乍（作）

寶甗彝【甗、寶甗彝を作る】の銘を有する甗、咍、咍（集成 5251）などの例を挙げて、「蔣」字に當たるとし、本器や甗、咍、咍などは、『左傳』僖公二十四年に「凡・蔣・邢・茅・昨・祭、周公之胤也」【凡・蔣・邢・茅・昨・祭は、周公の胤なり】とある蔣國の銅器であるとする。本銘などではこの字が少なくとも國族か官名を示すことは確かであるが、これもやはり傳世文獻に見える國族に無理にあてはめる必要はあるまい。具體的にどのような國族・官名を指すのかは待考としておく。

### 訓讀

佳れ正月初吉、甗、休、朕が文考叔氏の甗、咍を作る。休其れ萬年ならんことを。子子孫永く寶用せよ。

### 現代語譯

正月初吉、甗、休が我が文なる亡父叔氏を祀るための甗を作った。休が萬年まで生きられますよう。子々孫々永えに寶物として用いよ。

### d 叔釗父甗

時代 西周晚期

### 出土

本銘に關して①簡報には記載がなく、④『晉國奇珍』が初出となる。編號は M64:120 となり、六四號墓の出土品である。

收藏 山西省考古研究所

### 著録

④上海博物館編『晉國奇珍——山西晉侯墓群出土文物精品』（上海人民美術出版社、二〇〇二年）

新收 900

二編 119

模釋總集 第七冊二一七頁

銘圖 3335

### 考釋

②③胡長春『新出殷周青銅器銘文整理與研究』（綫裝書局、二〇〇八年）

上篇、184

④李建生・王金平「周伐玁狁與“長父侯于楊”相關問題」（『中原文物』二〇一二年第一期）

### 器制

上部の甗と下部の甗による分體式となっている。甗部には立耳が二つあり、縁は方唇で、口部は外側へと廣がり、内壁は斜めにまっすぐとなっている。底部に十字形の鏤孔があり、その下の差し込み口によって甗部と接續されている。甗部は縁が折れており、頸部は短く直頸となっている。腹部は圓肩鼓腹である。足部は浅い分檔式で、四本とも

蹄足となつてゐる。鬲部にも二つ附耳があり、それぞれ短梁によつて口縁と連接されてゐる。

紋様は、甑部の縁の下に變形獸體紋があり、腹部に波曲紋がある。鬲部の袋腹にはそれぞれ二つずつ目紋がある。通高47.9cm、甑の口部の横幅が31.9cm、縦幅が25cmである。

叔釗父甗器影 (④『晉國奇珍』)



叔釗父甗銘文拓本 (④『晉國奇珍』)



銘文 上部の内壁に三行一五字(うち重文二字)

弔(叔) 釗父乍(作)

柏姑寶獻(甗)。

子=孫=永寶用。

銘文の、叔釗父が柏姑のための器を作ったことを記す。②胡長春は「柏」字に當たる部分を「相(楊)」とし、b項で取り挙げた楊姑と同一人物と見てゐるようであるが、この字は「相」字ではあり得ず、「柏」

字で問題ない。④李建生・王金平は、b項で見たように、作器者叔釗父を晉穆侯邦父、柏姑をその妻とし、楊姑壺の作器者楊姑も柏國から楊國に嫁いだのではないかとする。叔釗父が晉侯の一族に當たるかどうかは留保が必要であり、また叔釗父と柏姑の關係も、夫婦のほか、子と母、甥とおばなど多様な關係を想定する必要がある。

柏姑の出身國あるいは嫁ぎ先と見られる柏國については、④『晉國奇珍』は河南省境内の封國と指摘する。陳槃『春秋大事表列國爵姓及存滅表譌異(三訂本)』(中央研究院歷史語言研究所、一九六九年)、捌拾によると、『左傳』僖公五年にその國名が見え、現在の河南省西平縣に所在したとある。

#### 訓讀

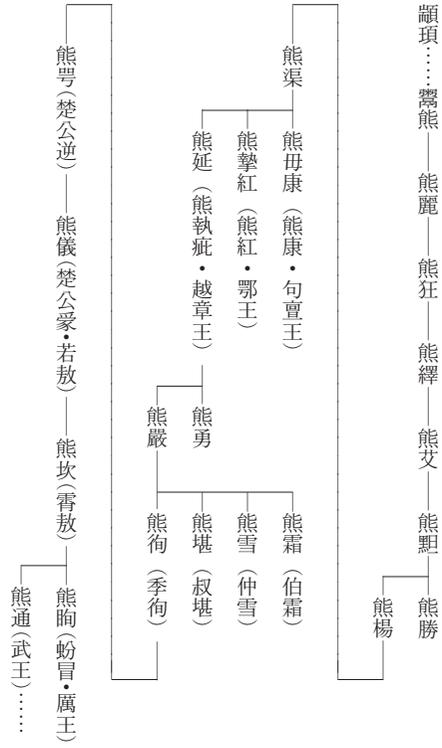
叔釗父、柏姑の寶甗を作る。子子孫孫永く寶用せよ。

#### 現代語譯

叔釗父が柏姑のための寶甗を作った。子子孫孫永えに寶物として用いよ。

このほか、李朝遠「晉侯墓地出土青銅器綜覽」(④『晉國奇珍』。後に『青銅器學步集』、文物出版社、二〇〇七年に收録)によると、六四號墓から晉叔家父盤が出土しているとのことであるが、未公表のようである。晉叔家父の作器によるものとしては、九三號墓出土の晉叔家父壺(近出九六八)がある。

附圖 西周～春秋前期の楚國世系（『史記』楚世家より）



※ただし清華簡『楚居』では、熊罴以後の君位の繼承順が、倉罴（熊罴）↓若囂（若敖）↓焚冒（蚡冒）↓宵囂（霄敖）↓武王となっている。

（立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員）